

(仮称) 新南大隅ウインドファーム  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

2021年3月

株式会社ジェイウインド

## 目 次

|   |   |
|---|---|
| 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....                   | 1 |
| 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....                    | 1 |
| (1) 公告の日.....                               | 1 |
| (2) 公告の方法.....                              | 1 |
| (3) 縦覧場所.....                               | 1 |
| (4) 縦覧期間.....                               | 1 |
| (5) 縦覧者数.....                               | 1 |
| 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....                | 2 |
| 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....                 | 2 |
| (1) 意見書の提出期間.....                           | 2 |
| (2) 意見書の提出方法.....                           | 2 |
| (3) 意見書の提出状況.....                           | 2 |
| 第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解..... | 3 |

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和3年1月14日（木）

#### (2) 公告の方法

令和3年1月14日（木）付の日刊新聞紙「南日本新聞（朝刊）」に掲載した。（別紙1参照）  
また、下記において電子縦覧を実施した。

- ・電源開発株式会社 ホームページ（別紙2参照）

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

※鹿児島県及び南大隅町のホームページにも方法書の縦覧に係るお知らせを掲載した。

#### (3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す3か所にて縦覧を実施した。（別紙3参照）

また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・鹿児島県庁 13階環境林務課（鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号）
- ・南大隅町役場本庁 1階展示ロビー（鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地）
- ・南大隅町役場佐多支所 1階ロビー（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3844番地）

#### (4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和3年1月14日（木）から令和3年2月15日（月）まで
- ・縦覧時間：開庁時間に準ずる。

なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

#### (5) 縦覧者数

縦覧者数は2名であった。

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、感染防止の観点から説明会は実施していない。なお、説明会資料を縦覧期間中に電源開発株式会社のホームページにおいて公表した。

## 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

令和3年1月14日（木）から令和3年3月1日（月）まで  
（郵送の受付は、当日消印有効とした。）

### (2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

### (3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は9通56件であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は9通56件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

| No.  | 一般の意見の概要   | 事業者の見解  |
|------|--|---|
| 【全般】 |  |   |
| 1    | <p>先日、下記のとおり、地元新聞の世論欄に書いたところです。参照ください。</p> <p>■真の再生エネルギーを考える<br/>言葉では美しい再生可能（自然）エネルギーの実態が、規模の巨大化により「反再生」「反自然」となってきた。自家用・自社用だった太陽光や水力、風力発電は再生可能エネルギーそのものだったが、再生の規模を超える過大な計画が次々と発表されている。</p> <p>本県では風力発電が全国と比べても異常な数で計画されている。九州山地まで連なる陸上風力発電は事業者の計画が重複。吹上浜沖や北陸沖の洋上風力発電は風力の過大評価と暴風雨の過小評価、そして景観軽視により、非現実的とさえ思える。</p> <p>陸上では調査時から保安林などを伐採し、建設時には本体と付帯設備用のために、より広い森林伐採が進む。洋上では風車の組み立てや運搬の港使用など、現地から離れた地域にも影響する。いずれも計画地周辺の山や海の動植物への影響や風水害の危険増、高周波騒音発生など、想定し得ないほど大きい影響が指摘されている。</p> <p>計画通りの施設が山や海に林立すると景観への支障も致命的だ。都市への電力供給のために地方の環境を破壊する計画は抑制し、自家用の地産地消型発電などを推進すべきと考える。</p> | <p>環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>   |
| 2    | <p>実施される動植物の調査については、結果を速やかに公表してください。その結果による的確な判断をお願いしたい。</p>   | <p>動植物を含む現地調査の結果は準備書において記載いたします。また、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減及び代償に努める所存です。その中で、必要に応じ、専門家や関係自治体等のご助言を得ること、風力発電機の配置等の事業の計画の見直しを行うことを考えております。</p>  |
| 3    | <p>■1. 意見は要約しないこと<br/>意見書の内容は、事業者（株式会社ジェイウインド）及び委託先（アジア航測株式会社）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点が入り替わってしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに同様の理由から本意見書の内容について「順番を並び替えること」も絶対にしないで頂きたい。</p>  | <p>環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第十四条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。ただし、わかりやすい図書とする観点から同様の意見をまとめるため、意見の掲載順は、一部変更しております。</p> <p>なお、当該意見者からのご意見につきましては、いただいたご意見の表記のとおり文頭に「■」と数字を付記することで、意見の順番について追えるようにしております。</p> |
| 4    | <p>■13. 住民意見への回答が不誠実<br/>P314 住民意見に対し本事業者（株式会社ジェイウイ</p>  | <p>環境影響評価法第十四条の規定に従い、皆様におかれまして環境影響評価方法書に対する「環境の保全</p>   |

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解  |
|-----|--|---|
|     | <p>ンド)及び委託先(アジア航測株式会社)は、「環境保全上の意見でない」として回答をしていない。しかし、その意見の内容をよく読むと「環境保全上の意見」と思える意見についても、事業者らは「環境保全上の意見でない」などと「主観で決めつけている」。</p> <p>自ら意見を求めておきながら、都合が悪い意見に回答しないとは、呆れた話だ。本事業者らの住民への対応は、不誠実であり、不愉快である。住民へ不誠実な対応をする事業者らが、本事業において、地域及び環境保全に対して真摯に取り組むとは到底思えないが、このような住民意見を軽視する、不誠実で独善的な事業者の事業に、FITを適用し国民の血税を支払うのは納得がいかない。</p> | <p>の見地」からのご意見を提出いただくことができません。</p> <p>意見書として提出いただきましたご意見であっても環境の保全の見地からではないご意見につきましては回答することは難しい状況ですが、いただいたご意見に対してはその旨とともに、環境影響評価法に基づき適切に対応させていただき所存であることを回答させていただいております。</p> <p>なお、FIT制度につきましては事業者が回答するものではありませんので、回答を控えさせていただきます。</p>   |
| 5   | <p>■14. 住民意見への回答が不誠実?</p> <p>「作為が入るから改ざんしないでほしい」という住民意見に対し事業者は、意見者の同意もなく『一方的に意見を並び替えて改ざんを行なっている』。事業者の住民への対応は不誠実であると判断される。住民等に対し、このような不誠実な対応をする事業者らが、本事業において、地域及び環境保全に対して真摯に取り組むとは思えないが、このような『住民等意見を軽視する事業者の事業』に『FITを適用し国民の血税を支払うのは納得がいかない。』</p>  | <p>環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第十四条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理することとなっています。よって、意見を概要とすることは法的に求められているものですが、意見を要約しないように求められたご意見につきましては、可能な限り、そのまま掲載するように努めております。ただし、環境影響評価図書については一般にも分かり易い図書とする必要があるため、求めがあれば必ず意見を要約せずに原文のまま掲載することをお約束するものではありません。そのような前提ではなりません。本事業においては配慮書・方法書ともに、求めがあった場合には原文を掲載させていただきました。</p> <p>意見の順番につきましては、分かり易い図書とするため、同様の意見についてはまとめて掲載するよう入れ替えを行わせていただいております。その旨もご意見に対する事業者見解として記載させていただいております。ただし、いただいた意見の記載を尊重し、当該意見につきましては文頭に「■」と番号を掲載しており、「不誠実な対応」、「改ざんを行っている」との指摘には当たらないものと考えております。今後とも、ご理解・ご協力をいただけますと幸いです。</p> <p>なお、FIT制度につきましては事業者が回答するものではありませんので、回答を控えさせていただきます。</p> |
| 6   | <p>縦覧名簿に記載された縦覧者は本件を教えてくれた友人と私の町外の2名だけだった。町内に周知が全く足りないのではないかと。風力発電と言ったが、役場の案内も間違っていた。町内に風力発電が計画されていると言う意識が低いのではないかと。役場の位置も変わり、案内板も無く時間がかかった。</p>   | <p>ご意見をいただきありがとうございます。本方法書につきましては、環境影響評価法に基づき、日刊新聞紙、南大隅町広報、関係自治体及び事業者ホームページにおいて縦覧に係るお知らせを掲載させていただきました。今後も、住民の皆様へ丁寧なご説明を心掛けるようにいたします。どうぞ、よろしくお願いたします。</p>  |
| 7   | <p>既設の風力発電機も稼働していなかったり、県内でも台風で風力発電機が壊れていたりするが、倍近い大きさの新設の風力発電機は機能を果たすのだろうか?</p>   | <p>風力発電機設計の安全性は電気事業法に基づく審査にしたがい許可が下りるものであり、最新の知見に基づく厳しい基準にて審査が行われることから、同様の事故が発生する可能性は限りなく小さいと考えております。</p>   |
| 8   | <p>なぜ縦覧図書の撮影が禁止なのか?周知し工事すべきではないか?</p>  | <p>事業情報の流出や著作権保護のため、縦覧図書の複写・撮影は禁止させていただいております。今後も、住民の皆様へ丁寧なご説明を心掛けるようにいたします。どうぞ、よろしくお願いたします。</p>  |
| 9   | <p>電気は九州電力に売るのか?需要の高い東京近郊で建設した方が送電ロスも低く良いのではないかと?</p>  | <p>既設発電所の連系容量を継承して事業を行うため、九州管内に全量を供給する予定です。</p>   |
| 10  | <p>南大隅町の中央の豊かな自然を破壊して、税金によ</p>   | <p>風力発電機設計の安全性は電気事業法に基づく審査</p>  |

| No.            | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|----------------|---|--|
|                | り風力発電機を造り、台風で壊れて、動植物を減らして東京へ帰るのではないかと？  | にしたがい許可が下りるものであり、最新の知見に基づく厳しい基準にて審査が行われることから、同様の事故が発生する可能性は限りなく小さいと考えております。また、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。     |
| 11             | 風力発電機を設置する際は、森林伐採せずに既存の空き地を使って工事するようにしてほしい。近年、巨大台風などにより風水害の危険増となり、あまり簡単に木を切らないほうが良いと感じている。山の木が育つには時間がかかる。野生動物の暮らしにも悪影響となる。土砂が崩れたり、水が濁ったり近隣住民の生活にも、支障が出る。今ある自然には、なるべく手をつけなくてほしい。自然の中にあまり立ち入らない設置工事を希望する。                                     | 環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。また、事業計画の策定過程において関係機関からのご指導を仰ぎながら、防災面・安全面でも許認可基準等を満足する計画を検討します。                     |
| <b>【コウモリ類】</b> |   |  |
| 12             | コウモリ類について<br>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。<br>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。<br>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。<br>なお、本意見は要約しないこと。 | 方法書に記載のとおり、コウモリ類について、今後の方法書以降の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行います。<br>なお、環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第十四条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。 |
| 13             | 1. 方法書の段階においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。   | 今後の手続きにおいても、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、地域のコウモリ類の状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。   |
| 14             | 2. 夜間調査で使用するバットディテクターの機種を記載すること。  | コウモリ類の夜間調査においては、Wildlife Acoustics社のSong Meter Mini Bat Ultrasonic Recorderの使用を想定しております。準備書においては、使用した機種を記載いたします。   |
| 15             | 3. 音声調査は客観的な記録を残すことが重要であることから、すべてフルスペクトラム方式を使用すること。   | 方法書P264に記載のとおり、コウモリ類の夜間調査及び音声モニタリング調査においては、フルスペクトラム方式のバットディテクターを使用いたします。   |
| 16             | 4. P266の「音声モニタリング調査」に記載された設定根拠「高空域でのコウモリ類の飛行状況を把握するために」について確実な調査結果を示し、その調査結果に基づいた予測評価を行うこと。   | ご意見のとおり、準備書におきまして音声モニタリング調査結果を記載し、その調査結果に基づき適切に予測、評価を行います。   |
| 17             | 5. 今後はコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。   | ご意見のとおり、今後の手続きにおいても、コウモリ類の専門家等にヒアリングを行い、地域のコウモリ類の状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。<br>なお、方法書作成に当たっては、コウモリ類の専門家等からのご助言を頂き、第6章の調査、予測及び評価の手法に反映しました。        |
| 18             | ■2. 事業者の委託先（アジア航測）の図書は信用できない<br>事業者（株式会社ジェイウインド）の親会社である電源開発株式会社及び本事業者の委託先（アジア航測株式会社）は「（仮称）上ノ国第二風力発電事業評価書」において、調査で確認されたコヤマコウモリ死体（鳥獣保護法の希少動物・環境省レッドリスト  | 上ノ国第二風力発電事業で確認されたコヤマコウモリについては、死骸発見当時は北海道内に記録の無い種であったことから、同定に慎重を期し、ヒナコウモリ科の一種として準備書に記載しました。評価書の作成にあたっては、その後北海道内にも生息が知られ、当該種であることが確認できたため、コヤマコウモリとして記載しました。            |

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
|     | <p>の絶滅危惧Ⅰ類)を準備書では不明種として公表し、一般・環境大臣意見を聴取する手続きがない評価書ではコヤマコウモリと明らかにした。国内のコウモリ類では同定の検索表が整理されており、標本があれば同定可能であり準備書段階の未同定は一般的に考えて理解しがたい。</p> <p>法手続きに対する事業者の姿勢が疑われるようなことがあると、住民等としては事業に厳しい姿勢を持たざるを得ない。本事業の方法書においても環境保全や一般意見に対する不誠実さが目立ち、強い不信感を抱いている。</p>   | <p>結果として疑いを招く事態となってしまったことは大変残念ではありますが、科学的知見に照らし、今後も適切な環境影響評価の実施に努めて参ります。</p>  |
| 19  | <p>■3. コウモリ類の保全措置について</p> <p>『新たな知見(2020年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)が記載されている(※)。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。</p> <p>※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月、船越公威)</p>  | <p>環境保全措置は予測結果に基づく環境影響の程度に応じて検討するものです。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、いただいたご意見も参考に、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>   |
| 20  | <p>■4. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードが回転する(空回りする)ようだ。ならば、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行っていただきたい。</p>   | <p>準備書以降における予測及び評価に際しては、いただいたご意見についても参考とさせていただきます。</p>  |
| 21  | <p>■5. 回避措置(ライトアップアップの不使用)について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあった。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。</p> <p>※45個体(4種、1~32個体)、2015,07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11,2017)</p> <p>※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018)静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30年10月、株式会社ジェイウインド)青森県</p> <p>※コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体 合計9個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成31年4月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体 合計8個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成31年4月 株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道</p> <p>※ヒナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属の一種1個体、コウモリ類1個体 合計9個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年8月、東北自然エネ</p> | <p>ライトアップはバードストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバードストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。よって、本事業においては、ライトアップを実施する予定はありません。</p> <p>また、上記の状況であることからライトアップを実施しないことを回避措置や低減措置として位置付ける考えはありません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p> |

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解  |
|-----|--|---|
|     | <p>ルギー株式会社) 秋田県<br/>           ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県<br/>           ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道<br/>           ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県<br/>           ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」(令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社) 岩手県</p> |   |
| 22  | <p>■6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的<br/>           「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。「科学的根拠のある保全措置」について、本事業者はなぜ実施しないのだろうか。<br/>           ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>   | <p>現在は方法書手続き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。<br/>           具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、いただいたご意見も参考に、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>  |
| 23  | <p>■7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」<br/>           上記のコウモリの保全措置(「カットイン風速の値を上げること及び低速時のフェザリング」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である※。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「試運転開始日から」必ず実施して頂きたい。<br/>           ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020 年 8 月、船越公威)</p>   | <p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>   |
| 24  | <p>■8. 環境保全措置の実施時期について<br/>           保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思うが、これについて、事業者が事後調査前から追加的保全措置を検討・実施しない理由を述べよ。</p>  | <p>現在は方法書手続き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。<br/>           風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p> |
| 25  | <p>■10. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」<br/>           国内の風力発電機施設においてバットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。<br/>           「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響</p>  | <p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>   |

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
|     | <p>が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>  |  |
| 26  | <p>■11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」<sup>2</sup><br/>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。<br/>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</p> | <p>方法書審査の結果も踏まえ、適切に調査及び予測を実施いたします。</p>   |
| 27  | <p>■15. 委託先（アジア航測）の図書は信用できない<sup>2</sup><br/>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。<br/>これについて事業者は「ライトアップアップをしないことを保全措置とはしていない」などの主張をしている。しかし、つい昨年末に縦覧された事業者の親会社である電源開発株式会社（委託先は同じ）の準備書には、『ライトアップをしないのでコウモリ類の影響はない』との予測をしている※。事業者の委託先（アジア航測株式会社）の図書は誤謬（詭弁）が多く信用できない。<br/>※『（仮称）北鹿児島（西地区東地区）風力発電事業環境影響評価準備書』（令和2年11月、電源開発株式会社）p1109</p>  | <p>ライトアップはバードストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバードストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。よって、本事業においては、ライトアップを実施する予定はありません。<br/>また、上記のとおりライトアップを実施しないことを回避措置や低減措置として位置付ける考えはありません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p> |
| 28  | <p>■16. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について<br/>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。<br/>これについて事業者は「事業者として不本意」などと主張しているが、いくら「不本意」であっても「追加的保全措置をした実績」はひとつもないようだ。つまり、偽善である。よって、事業者らが本事業において「環境を適切に保全する」などの主張をしても、その言葉は信用に値しない。</p>  | <p>具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>  |
| 29  | <p>■17. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない<br/>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげる」ことがバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明しているが、事業者らは本事業において、なぜ行わないのだろうか。<br/>(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and</p>                                | <p>具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>  |

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
|     | Michael Schirmacher. 2010)  |   |
| 30  | <p>■18. コウモリ類の保全措置（回避）について<br/>樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。</p> <p>※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p>   | <p>具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>   |
| 31  | <p>■19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること<br/>保全措置は「コウモリを殺してから」実施しても手遅れである。</p>   | <p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p> |
| 32  | <p>■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2<br/>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>  | <p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p> |
| 33  | <p>■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3<br/>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。<br/>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>  | <p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p> |
| 34  | <p>■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4<br/>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。<br/>国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリ類の保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風力発電事業者が適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p> | <p>具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>   |
| 35  | <p>■23. バットストライクの予測は定量的に行うこと<br/>事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バ</p>  | <p>予測、評価の実施及び環境保全措置の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>   |

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
|     | <p>ットディテクターを使用した調査)」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」<br/> <a href="http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml">http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml</a>）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。</p>   |   |
| 36  | <p>■24. 自動録音バットディテクターを使用した調査について</p> <p>①自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く年間）のモニタリングが必要である。</p> <p>②地上からの調査については、すべての風力発電機設置位置において、日没前から日の出まで自動録音調査が必要である。</p> <p>③自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。<br/> 理由：以下のガイドラインに記載がある<br/> ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版 Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014 EUROBATSPublication SeriesNo. 6」,<br/> (<a href="https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf">https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf</a>)</p> | <p>方法書にも記載しておりますとおり、上空におけるコウモリ類の録音を実施する計画としています。なお、紹介いただきました情報も参考に、適切に調査を実施します。</p> |
| 37  | <p>■25. 自動録音バットディテクターを使用した解析について</p> <p>事業者の調査結果が適切なのかを判断するため、準備書には以下の情報を記載していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バットディテクターの種類及び分析ソフト</li> <li>・ディテクターの感度範囲</li> <li>・ディテクターの位置（高さ）</li> <li>・ディテクターの稼働時間及び欠測時間</li> <li>・自動録音システムの設定</li> </ul>   | <p>ご意見も踏まえ、適切に図書を作成します。</p>   |
| 38  | <p>■26. 「バットストライクに係る予測手法」について<br/> 経済産業大臣に技術的な助言を求めること1<br/> 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。</p> <p>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>   | <p>方法書審査の結果も踏まえ、適切に対応いたします。</p>   |
| 39  | <p>■27. 月2回程度の死骸探索調査など信用できないコウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからな</p>   | <p>具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>                       |

| No.  | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|------|---|--|
|      | <p>かった」などと主張しても、信用できない。<br/>           ※平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.</p>  |  |
| 40   | <p>■28. コウモリ類の死骸探索調査について<br/>           コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている※。よって、<br/>           ①コウモリ類の死骸探索調査は、1 基あたり連続 3 日間の調査を月 2 回以上（もしくは週 1 回の調査を月 4 回以上）実施すること。<br/>           ②死骸探索調査は日の出より開始すること。<br/>           ③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録すること。<br/>           ※平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.</p>   | <p>具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>  |
| 41   | <p>■29. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること<br/>           コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。<br/>           ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014 EUROBATSPublication SeriesNo. 6」, (<a href="https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf">https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf</a>)</p> | <p>具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>  |
| 【鳥類】 |   |  |
| 42   | <p>郷土の景観と生態系に影響が出ないように、計画を再考・変更、廃止ください。<br/>           建設予定地は、霧島錦江湾国立公園佐多地区に隣接し、ここに連なる自然性高い森林を有する地域であることから、保全の必要性が高い地域です。特に、現地周辺は、私自身が 30 年以上の長きにわたり観察を続けるサシバ及びヒヨドリの渡りコースであり、これまでの経路、飛翔高度、飛翔頻度から、設置に強い危機感を持ちます。過去には、強風時に群れが吹き飛ばされコースを外れ、慌てふためき狂い迷う様まで目撃しており、付近はコースの特定ができない程です。また、既設の根占等の風力発電所の影響による渡りコースの変化（分散化）と渡り羽数の減少とバードストライクの危機も実感しております。</p>  | <p>本事業による渡り鳥、生態系、景観への影響につきましては、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減及び代償に努める所存です。その中で、必要に応じ、専門家や関係自治体等のご助言を得ること、風力発電機の配置等の事業の計画の見直しを行うことを考えております。<br/>           なお、既設の根占風力発電所及び佐多風力発電所につきましては、本事業の風力発電機等の設置工事に先立って撤去工事を実施するため、風力発電機は増加しない予定です。</p> |
| 43   | <p>私は、南大隅町にて、現在貴社により縦覧されている、標記環境影響評価方法書に関し、環境保全の見地から、対象事業実施区域の設定について、専門家による十分な調査とその成果による計画の再検討（変更）を求めます。<br/>           理由：<br/>           1. 想定実施区域は、多くの鳥類の渡りのルートになっており、特に絶滅危惧種Ⅱ類（環境省レッドリス</p>   | <p>本事業による渡り鳥への影響につきましては、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減及び代償に努める所存です。その中で、必要に応じ、専門家や関係自治体等の助言を得ること、風力発電機の配置等の事業の計画の見直しを行うことを考えております。なお、予測においては移動経路の障害に対する影響及びブレード</p>  |

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解  |
|-----|--|---|
|     | <p>ト) に指定されているサシバは秋の渡りには、当該尾根を含む南大隅町佐多岬周辺に全国の繁殖地から集結し、南西諸島へ向け渡って行くことが、知られている。その他の鳥類も、発電機械の大きさ、計画数、計画位置から見ても、設置された場合、渡りのルートの混乱や発電機械へのバードストライクのリスクは回避できず、これにより、鳥類の個体数の減少が予測される。</p> <p>2. 想定実施区域は、海岸までの水系の距離が短く、発電機械の工事期間中、および設置後、土砂流出による河川・海洋生物、特にプランクトン、魚類の数量・移動変化が予測され、既存の生態系ピラミッドが崩壊する恐れが高くなる。このことは、現在把握されている当地域の自然環境に甚大な影響を及ぼしかねない。</p> <p>3. 想定実施区域は、霧島錦江湾国立公園特別保護区に指定され、その眺望も地域住民や訪れる人々の求めるところである。貴計画の建て替え予定の発電機は、ハブ高さ 85m、ブレード上端 145m と巨大で、現状の景観を損なうことは容易に予測できる。</p> | <p>への接近・接触による影響（年間衝突個体数の推定）についても、取り扱う予定です。</p> <p>2. 本事業による水質及び水生生物への影響につきましては、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減及び代償に努める所存です。その中で、必要に応じ、専門家や関係自治体等の助言を得ること、風力発電機の配置等の事業の計画の見直しを行うことを考えております。</p> <p>なお、対象事業実施区域はすべて陸域であること、海域におけるしゅんせつ工事を行わないことから、海域は環境影響評価の対象外としております。海域の上流側の河川において環境影響評価を実施いたします。</p> <p>3. ご意見のとおり、対象事業実施区域は霧島錦江湾国立公園に隣接しており、その一部に第2種特別地域及び普通地域を含んでおります。本事業の景観への影響については、今後、主要な眺望地点及び日常的な視点場において調査を実施し、フォトモニタージュ等によって予測を実施いたします。調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減及び代償に努める所存です。その中で、必要に応じ、関係自治体等の助言を得ること、風力発電機の配置等の事業の計画の見直しを行うことを考えております。</p> <p>また、本事業は「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」の対象となっておりますので、ガイドラインに基づき、事業計画の検討に当たっては、関係自治体と協議いたします。</p> |
| 44  | <p>郷土の生態系と景観に影響が出ないよう、計画を変更または廃止してください。</p> <p>建設予定地は霧島錦江湾国立公園佐多地区に近接し、同地区に連なる自然性高い森林を有する優れた景観と生態系を有する地域です。特に、予定地周辺の空間は、サシバなど猛禽類をはじめヒヨドリ、ツバメなど多様な渡り鳥が、佐多岬に集結し我が国本土を離れる直前に通過する重要な空間です。また、天候及び時間によっては、佐多岬からの南下を断念し、待機・休息する森林地帯でもあります。このため、バードストライクはもとより渡り経路の混乱など直接的な事故が発生し、野鳥の生息に重大な影響を与えることが十分に予想されますので、動植物等の調査は適時・適切に実施されるとともに、結果を速やかに公表いただき、その結果により廃止も含めて計画を見直してください。</p>   | <p>本事業による渡り鳥への影響につきましては、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減及び代償に努める所存です。その中で、必要に応じ、専門家や関係自治体等のご助言を得ること、風力発電機の配置等の事業の計画の見直しを行うことを考えております。なお、予測においては移動経路の阻害に対する影響及びブレードへの接近・接触による影響（年間衝突個体数の推定）についても、取り扱う予定です。</p> <p>動植物を含む現地調査の結果は準備書において記載いたします。</p>  |
| 45  | <p>当該地域はサシバの春～秋の渡りルート、繁殖地であり、影響は大きい。</p>   | <p>本事業による渡り鳥への影響につきましては、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減及び代償に努める所存です。その中で、必要に応じ、専門家や関係自治体等のご助言を得ること、風力発電機の配置等の事業の計画の見直しを行うことを考えております。</p>   |
| 46  | <p>■鳥類保全の観点からの意見</p> <p>貴社が作成した方法書に示されている対象事業実施区域（以下、計画地という）は、近接する霧島錦江湾国立公園佐多地区に連なる自然度の高い森林など優れた景観と生態系を有する地域である。計画地がある南大隅町は佐多岬を利用する渡り鳥が多く、中でも個体数が非常に減少しており（環境省 2013）、保</p>   | <p>情報をお寄せいただきありがとうございます。</p> <p>本事業による渡り鳥、猛禽類を含む鳥類への影響につきましては、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減及び代償に努める所存です。その中で、必要に応じ、専門家や関係自治体等のご助言を得ること、風力発電機の配</p>   |

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
|     | <p>護が急務とされているサシバの国内通過個体のほぼすべてが佐多岬周辺に集結することは良く知られている。このことは、計画段階環境配慮書に対する鹿児島県知事意見および経済産業大臣意見にも記載されている。サシバは、風力発電施設（以下、風車という）の建設により障壁影響が生じることが国内でも確認されていることから（Ura 2017）、風車建設による影響を大きく受けやすい鳥類である。そのため、計画通り5基であっても、計画地に風車を建てると大規模な障壁影響が生じることでサシバの移動経路が変わり、天候や風況等によってはバードストライクが発生すると考えられる。</p> <p>また、計画地とその周辺には環境省が絶滅危惧IB類および国内希少野生動植物種に指定しているクマタカが生息している可能性があるが、クマタカはすでに国内でもバードストライク（浦 2015）、および繁殖等が阻害される生息地放棄（三宅 2020）の発生が確認されている。そのため、貴社が計画通り風車を建設すると、計画地とその周辺においてクマタカのバードストライク、または生息地の放棄が生じる可能性がある。</p> <p>それらを踏まえて希少鳥類等の保全の観点から考えると、貴社が計画する風車の建設がこれらの希少鳥類に与える影響は甚大であると予測され、当該地域は風車建設には不適切であり、計画地として除外されるべき地域である。そのため、本事業は現地調査の実施および環境影響評価準備書の作成に進まずに、現段階をもって事業を中止すべきである。</p> <p>以下に、調査方法についての意見を述べるが、前述の立場に立ったうえで方法書の記載内容に対して意見を述べるものであり、現地調査の実施および準備書の作成に進むことを容認するものではない。</p> <p>【引用文献】<br/> 環境省. 2013. サシバの保護の進め方. 環境省, 東京.<br/> 三宅 武. 2020. 風力発電開発で営巣地を放棄したクマタカ. 野鳥 841 (2020年1月号): 26-27. (公財) 日本野鳥の会, 東京.<br/> 浦 達也. 2015. 風力発電が鳥類に与える影響の国内事例. Strix 31:3-30.<br/> Ura T., Kitamura W., Yoshizaki S. 2017. Case examples of barrier effects of wind farms on birds in Japan. Conference on Wind energy and Wild life impacts 2017 Book of Abstracts:246-247.</p> | <p>置等の事業の計画の見直しを行うことを考えております。なお、予測においては渡り経路の阻害に対する影響及びブレードへの接近・接触による影響（年間衝突個体数の推定）についても、取り扱う予定です。</p>  |
| 47  | <p>■鳥類調査の方法について<br/> 方法書 6-36 (264) には、渡り鳥調査を春季（3～4月）と秋季（9～10月）に各3回実施するとある。しかし、1回あたりの調査日数が記載されていないので、記載すべきである。また、計画地周辺でサシバの渡りのピークになると考えられる3月下旬～4月上旬および9月下旬～10月半ばは毎日調査を実施し、サシバ等鳥類の渡りの状況を詳細に把握したうえで、風車建設による影響を評価すべきである。なお、渡り鳥の飛翔状況の把握には、レーザーレンジファインダー等の鳥類の飛翔位置を正確に計測できる機器の使用を検討すべきである。</p>  | <p>渡り鳥調査の1回あたりの調査日数を記載しておらず失礼いたしました。1回あたり連続3日間の調査を予定しております。また、方法書に記載のとおり、渡り鳥については目視による定点調査のほか、船舶レーダーを用いた調査を実施いたします。渡り鳥調査につきましては専門家等へのヒアリングを行い、そのご助言を踏まえ、適切に予測、評価が行えるように調査頻度、調査手法を含め、調査計画を検討いたしました。</p> |
| 48  | <p>■鳥類調査の方法について<br/> 計画地とその周辺にクマタカが繁殖している可能性があるが、クマタカは場所によっては3年に1回程</p>   | <p>希少猛禽類の調査については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年、環境省）を参考に、調査期間を設定の上、環境影響評価書を作成する予定です</p>  |

| No.    | 一般の意見の概要   | 事業者の見解  |
|--------|--|---|
|        | 度しか繁殖が成功しないことが知られている。そのため、現地調査においては、2 営巣期内で繁殖成功が確認できなかった場合には、3 営巣期にわたり調査をすべきである。   | が、繁殖及び営巣の状況については不確実な要素もあることから、必要に応じて事後調査等の対応を含めて検討いたします。  |
| 49     | <p>■鳥類調査の方法について</p> <p>方法書 6-37 (235) には、希少猛禽類調査は各月 1 回 3 日間程度を基本とすると記載されているが、希少猛禽類の繁殖期においては造巣期から巣立ち期、および巣外育雛期までの生態や行動を詳細に把握したうえで影響を評価する必要があることから、各月 1 回 3 日間程度にこだわらず、繁殖ステージごとに適切な調査時期を選定し、できるだけ多くの日数で調査を実施すべきである。また、留鳥となっている希少猛禽類の生息が認められれば、通年で詳しい生態や行動のデータを取得できる調査計画に変更すべきである。希少猛禽類の飛行状況の把握には、レーザーレンジファインダー等の鳥類の飛行位置を正確に計測できる機器の使用を検討すべきである。</p> | <p>希少猛禽類調査は、繁殖状況のほか、生息状況（飛行経路・高度等）を博することを目的としていることから、定量化するため、調査頻度は各月 1 回としています。この中で繁殖個体の繁殖ステージごとの指標行動も把握できるよう、留意いたします。希少猛禽類調査につきましては専門家等へのヒアリングを行い、そのご助言を踏まえ、適切に予測、評価が行えるように調査頻度、調査手法を含め、調査計画を検討いたしました。今後も、希少猛禽類の繁殖状況によっては、必要に応じて専門家等へのヒアリングを行い、調査計画の見直しを検討いたします。また、紹介いただきました手法も参考に、適切に調査を実施します。</p>  |
| 50     | <p>■鳥類調査の方法について</p> <p>計画地周辺には環境省が絶滅危惧 1B 類に指定するアカヒゲが生息している可能性があることから（関 2008）、一般鳥類調査ではそのことに留意し、一般鳥類調査を実施すべきである。</p> <p>【引用文献】</p> <p>関 伸一. 2008. 繁殖分布の周辺域におけるアカヒゲの生息状況 (I) - 大隅諸島黒島および大隅半島木場岳・稲尾岳における繁殖期の生息状況 - . 九州森林研究 61:105-107.</p>   | <p>情報をお寄せいただきありがとうございます。一般鳥類調査においては、アカヒゲの生息の可能性に留意いたします。</p>  |
| 51     | <p>南大隅は渡り鳥のルートとなっており、風力発電機については AI が鳥を認識すると自動的に停止する機種を選択する必要性を感じます。南大隅はサシバが通過します。その他のワシ・タカ類も通過します。減ってきているので、保護が必要となってくる可能性の高い鳥です。たびたび鳥の通過で風力発電機が止まっても、十分な発電ができるのかどうか。AI 搭載、Identi Fliget 社、スマートカメラで検索をしてください。</p>  | <p>具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で適切に検討いたします。</p>  |
| 【景観】   |  |   |
| 52     | <p>既設の風力発電機も目立っており、景観は十分変わっている。倍近い大きさの風力発電機による景観への影響を過小評価しないで下さい。東京から見たら小さいのでは？</p>  | <p>ご意見のとおり、本計画で検討している風力発電機は既設の風力発電機よりも大型です。本事業の景観への影響については、今後、主要な眺望地点及び日常的な視点場において調査を実施し、フォトモンタージュ等によって適切に予測及び評価を実施いたします。調査、予測及び評価の結果を踏まえ、その影響の程度に応じて、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避、低減及び代償に努める所存です。その中で、必要に応じ、関係自治体等のご助言を得ること、風力発電機の配置等の事業の計画の見直しを行うことを考えております。また、本事業は「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」の対象となっておりますので、ガイドラインに基づき、事業計画の検討に当たっては、関係自治体等と協議いたします。</p> |
| 【電波障害】 |  |   |
| 53     | <p>テレビ及び携帯電話等への電波への影響が考えられる。</p>   | <p>電波障害については、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法</p>   |

| No.     | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|---------|---|---|
|         |   | <p>を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日通商産業省令第54号）において環境影響評価の項目となっていないため、環境影響評価では取り扱いませんが、住民の皆様のご懸念を踏まえ、適切に配慮を検討してまいります。</p>                                  |
| 【事後調査】  |   |   |
| 54      | <p>■30. 「事後調査」は信用できない<br/>           ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。<br/>           ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。<br/>           ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。<br/>           ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。<br/>           ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p> | <p>具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p>   |
| 【アセス用語】 |   |   |
| 55      | <p>■9. 「予測の不確実性」の定義及び基準についてこれまでに事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べること。<br/>           その上で、事業者がコウモリ類の追加的な環境保全措置を実施しない理由を述べよ。</p>                  | <p>環境影響評価法に基づき適切に対応するとともに、ご意見も参考としながら、分かりやすい図書の作成に努めます。</p>   |
| 56      | <p>■12. 「回避」と「低減」の言葉の定義について1 P314『「影響の回避」と「影響の低減」について、定義を述べよ』との意見に対し事業者は、「環境保全上の意見でない」として回答を避けている。<br/>           しかし「影響の回避・低減」は環境アセス独特の用語で住民には理解し難い。<br/>           定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすく、事業者らが『主観的な保全措置』をする可能性が高くなる。よって「影響の回避」と「影響の低減」について、定義及び出典を必ず述べて頂きたい。</p>        | <p>なお、「追加的な環境保全措置を実施しない理由」とのことですが、現在は方法書手続き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。よって、追加的な環境保全措置の実施の有無についても図書には記載しておりません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。</p> |

日刊新聞紙における公告等

南日本新聞（令和3年1月14日 朝刊15面）

環境影響評価方法書縦覧及び  
住民説明会の開催について(公告)

環境影響評価法に基づき、(仮称)新南大隅ウインドファーム環境影響評価方法書を次のとおり公表します。また、同法に基づき説明会を開催します。

■事業者の名称：株式会社ジェイウインド(代表者：代表取締役社長 森本 成、所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号)  
■対象事業の名称(対象事業の種類、発電設備出力)  
(仮称)新南大隅ウインドファーム(風力発電(陸上)、一万余五千キロワット程度)

■対象事業実施区域：鹿児島県肝属郡南大隅町の一部

■対象事業に係る環境影響を受ける範囲：  
鹿児島県肝属郡南大隅町

■方法書の縦覧

(仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価方法書  
①縦覧場所：1.鹿児島県庁3階環境林務課

2.南大隅町役場本庁1階展示ロビー

3.南大隅町役場佐多支所1階ロビー

②縦覧期間：令和3年1月14日(木)～令和3年2月15日(月)

③縦覧時間：開庁日の午前9時～午後5時(開庁時間に準ずる)

④電子縦覧：<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催日時・場所

令和3年1月29日(金)午後6時半～午後8時

南大隅町役場本庁3階大会議室

但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、予定を変更する場合は、右記電子縦覧URLに掲載します。

■意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送(当日消印有効)又は縦覧

場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。

提出期限：令和3年1月14日(木)～令和3年3月1日(月)

■内容についてのお問い合わせ先

株式会社ジェイウインド

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

(電源開発株式会社内)

TEL 03-3546-9600(午前9時から午後5時まで

(土日・祝日除く) 担当：米田・小泉

## 電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ



J-POWERグループ    お問い合わせ    JP | EN

企業情報
事業情報
株主・投資家の皆様
環境・社会への取り組み
採用情報
ニュース
知る・学ぶ・楽しむ

[環境・社会への取り組み](#)
[環境への取り組み](#)
[環境アセスメント](#)
[風力発電事業に係る環境影響評価手続き](#)
[\(仮称\)新南大隅ウインドファーム建設に係る風力発電事業の取り組み](#)

## 風力発電事業に係る環境影響評価手続き (仮称)新南大隅ウインドファームにおける風力発電事業

| (仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価方法書 (以下、「方法書」)

方法書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。  
 なお、印刷及びダウンロードはできません。

2021年1月29日(金)に予定しておりました方法書説明会については、直近の新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、感染防止の観点から中止といたしましたのでお知らせいたします。

なお、2021年2月15日(月)まで予定していた方法書の縦覧につきまして、縦覧期間終了後、意見書の募集期間である2021年3月1日(月)までひきつづき閲覧いただけます。

- [新型コロナウイルス感染拡大に伴う方法書説明会の中止について\(2021年1月19日付け\)\(PDF:418KB\)](#)
- [環境影響評価方法書説明会資料](#)
- [「\(仮称\)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価方法書」の届出・送付及び公告・縦覧について\(PDF:143KB\)](#)
- [表紙・目次](#)
- [第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- [第2章 対象事業の目的及び内容](#)
- [第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
- [第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果](#)
- [第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)
- [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
- [第7章 その他環境省令で定める事項](#)
- [第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- [資料編](#)
- [要約書](#)
- [ご意見記入用紙\(PDF:80KB\)](#)

| (仮称)新南大隅ウインドファーム 計画段階環境配慮書 (以下、「配慮書」)

配慮書の閲覧は2020年7月15日に終了しました。

| お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室  
 TEL : 03-3546-9600 (平日9時~17時)

## 鹿児島県ホームページにおけるお知らせ

鹿児島県

[ホーム](#) > [くらし・環境](#) > [環境保全](#) > [環境影響評価](#) > 環境影響評価についていいね! 16 [ツイート](#)

更新日: 2021年1月15日

## 環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規程の事業を実施する場合には、事前に環境影響評価を実施しなければなりません。

なお、法や条例の対象とならない事業についても、県環境基本条例や県環境基本計画に基づき、環境への配慮を適切にする必要があります。

## 県内で環境影響評価図書を縦覧・公表中の事業

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、「(仮称)肥後風力発電事業」の環境影響評価方法を縦覧・公表しています。(令和3年1月25日まで)

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ \(外部サイトへリンク\)](#)

株式会社ジェイウインドが、「(仮称)新南大嶺ウインドファーム」の環境影響評価方法を縦覧・公表しています。(令和3年2月15日まで)

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[株式会社ジェイウインドホームページ \(外部サイトへリンク\)](#)

## 環境影響評価対象事業

以下の要件に該当する場合は、環境影響評価を実施する必要があります。

[環境影響評価対象事業一覧 \(PDF: 232KB\)](#)

## 鹿児島県環境影響評価専門委員

環境影響評価に関する技術的事項についての意見を聴くために、鹿児島県環境影響評価専門委員を委嘱しています。

[鹿児島県環境影響評価専門委員名簿 \(PDF: 20KB\)](#)

## よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

## このページに関するお問い合わせ

環境林務部環境林務課



鹿児島県  
Kagoshima Prefecture

法人番号: 8000020460001  
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 代表電話: 099-286-2111

Copyright © Kagoshima Prefecture. All Rights Reserved.

## 南大隅町ホームページにおけるお知らせ

[ホーム](#) > [町の紹介](#) > [施設・計画](#) > (仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価方法書の概覧について

いいね！ 0

[ツイート](#)

更新日:

## (仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価方法書の概覧について

環境影響評価法に基づき、(仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価方法書の概覧について以下のとおりお知らせします。

## 事業者の名称

事業者名：株式会社ジェイウインド

代表者：代表取締役社長 森本 成

所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号

## 対象事業の名称(対象事業の種類、発電設備出力)

(仮称)新南大隅ウインドファーム (風力発電 (陸上)、19,500キロワット程度)

## 対象事業の実施想定区域

鹿児島県肝属郡南大隅町の一部

## 方法書の概覧

(仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価方法書

1. 概覧場所：1.鹿児島県庁13階環境林務課 2.南大隅町役場本庁1階展示ロビー 3.南大隅町役場佐多支所1階ロビー
2. 概覧期間：令和3年1月14日(木曜日) から令和3年2月15日(月曜日) まで
3. 概覧時間：開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準ずる)

## 説明会の開催日時・場所

令和3年1月29日(金曜日) 午後6時30分から午後8時 南大隅町役場本庁3階第会議室

但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、予定を変更する場合は、下記電子概覧URLに掲載します。

## 方法書の電子概覧

電子概覧：<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html> (外部サイトへリンク)

## 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

## 提出方法

氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送(当日消印有効)又は概覧場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。

## 提出期限

令和3年1月14日(木曜日) から令和3年3月1日(月曜日) まで

## 内容についてのお問い合わせ先

株式会社ジェイウインド  
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号(電源開発株式会社内)  
TEL03-3546-9600(午前9時から午後5時まで(土日・祝日除く)) 担当：米田・小泉

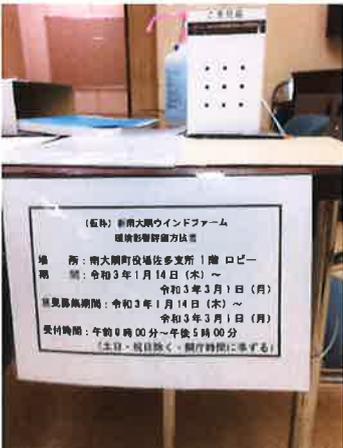
## お問い合わせ

南大隅町役場企画課政策統計係  
鹿児島県南大隅町根占川北226  
電話番号：0994-24-3113  
ファクス番号：0994-24-3119

鹿児島県南大隅町役場  
〒893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226  
電話番号：0994-24-3111(代表) ファクス番号：0994-24-3119  
Copyright © Minamisumi Town. All Rights Reserved.



縦覧状況

|  |   |
|--|---|
| <p>鹿児島県庁 13 階環境林務課</p>    | <p>南大隅町役場本庁 1 階展示ロビー</p>  |
| <p>南大隅町役場佐多支所 1 階ロビー</p>  <p>(仮称) 南大隅ウインドファーム<br/>環境影響評価方法書</p> <p>場 所：南大隅町役場佐多支所 1 階 ロビー<br/>期 間：令和3年1月14日(木)～<br/>          令和3年3月1日(月)<br/>意見募集期間：令和3年1月14日(木)～<br/>          令和3年3月1日(月)<br/>受付時間：午前9時00分～午後5時00分<br/>          (土曜・祝日除く・開庁時間に準ずる)</p> |   |

